

# 錯体化学若手の会 規約

令和2年3月30日 改訂

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、錯体化学若手の会（英語名 Young Coordination Chemists' Association of Japan）と称する。

### (設立)

第2条 本会を平成17年4月1日より設立する。

### (所在地)

第3条 本会の事務局は、事務局会計担当の所属する研究機関内に置く。

### (目的)

第4条 本会は、錯体化学会の部会として「錯体化学」に関連した分野の研究を行っている若手の研究者及び大学生・大学院生の交流・情報交換を通して自らの研究に対する情熱と知識を高め、研究意欲を高めることを目的とする。

### (行事)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の行事を適切な時期に行う。

- (1) 「錯体化学」及びその周辺分野に関する勉強会、シンポジウム及び夏の学校の開催
- (2) ニュースレター発行、メーリングリスト配信、ホームページ掲載などによる情報公開、交流活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

### (運営細則)

第6条 本規約の実施に関し必要な事項は、本規約に定めるもののほか、本会世話人会の議決を得て、事務局代表が別に定める。

## 第2章 組織

### (組織)

第7条 本会に、事務局、支部、夏の学校実行委員会を置く。

- 2 本会は北海道・東北、関東、北陸、中部・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの支部に分割し、事務局はそれらを管理する。

#### (事務局の構成)

- 第8条 事務局は、事務局代表1名、事務局会計1名、監事1名及び次年度事務局1名の計4名の役員からなる。ただし、次年度事務局は常設とせず、選任を見送ることができるほか、必要に応じて各役職を2名で分担することができる。
- 2 事務局の役員は、原則として、本会の支部世話人から選出する。
  - 3 次年度事務局及び監事は、本会の支部世話人の中より互選によって選任する。
  - 4 事務局代表は、原則として、前年度次年度事務局を務めた者とする。
  - 5 事務局会計は、原則として、前年度事務局代表を務めた者とする。
  - 6 事務局代表は本会の目的を達成するために、必要があるときは事務担当アルバイトを雇い入れることができる。

#### (事務局役員の任期、報酬)

- 第9条 役員の任期は、毎年4月1日を始期とする1年とし、再選を妨げない。また、役員の報酬については無報酬とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任、事務引継ぎが終了するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員の職務)

- 第10条 事務局代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 次年度事務局は、次期事務局代表候補者として事務局代表を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
  - 3 事務局会計は、本会の会計業務及び会員管理業務を執行する。
  - 4 監事は、財産の状況及び事務局の業務執行を監査する。

#### (支部)

- 第11条 各支部に次の役員を置く、(1) 支部世話人代表 1名 (2) 支部世話人若干名。
- 2 各支部の役員は会員から選出され、支部運営規則に従い支部を運営する。

#### (夏の学校実行委員会)

- 第12条 夏の学校実行委員会は、夏の学校実行委員長1名及び若干名の委員からなり、「錯体化学若手の会 夏の学校 実施細則」に従い、夏の学校の企画運営を行う。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第13条 本会の会員は、所属等により「一般会員」と「学生会員」に分類される。

#### (会員の資格)

第14条 第13条に定める会員の資格は、錯体化学会の若手会員とする。ただし、本会で示す若手とは、「学生の身分を持つ」あるいは「40歳以下」の要件を満たし、かつ第4条の目的に賛同できる者とする。

2 「学生会員」は、錯体化学会における学生会員とし、大学、大学院、高等専門学校及びこれらに準じる機関に在学している者とする(研究生等も含む)。

3 錯体化学会において正会員として登録されている本会会員を「一般会員」とする。

#### (会費)

第15条 会費は毎年1000円とする。

2 一般会員の会費は、錯体化学会の所定の会費を支払うことにより若手の会の会費支払いを免除される。

#### (入会及び退会)

第16条 会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。

2 会員は、事務局に連絡することにより随時退会することができる。

3 学生会員は毎年3月末日をもって自動的に会員資格を失い、必要に応じて同年4月1日以降に再度入会手続きを行う。

4 会員が会員資格を失った場合には、退会したものとみなす。

### 第4章 世話人会議

#### (会議)

第17条 本会の会議は世話人会議とする。

2 世話人会議は、事務局代表が招集し、事務局役員、各地区世話人、夏の学校実行委員会委員が参加して毎年2回以上開催する。

3 世話人会議の議長は、事務局代表が務める。

4 議事は出席者の過半数の同意を持って決定する。

5 世話人会議の議事録は、事務局役員が作成し、事務局から会員に電子メールにて供覧する。

## 第5章 会計

### (資産の構成)

第18条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 行事に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 錯体化学会からの寄付金による収入
- (5) その他

### (資産の管理)

第19条 本会の資産は、事務局会計が管理し、その管理方法は、世話人会議の議決による。

### (事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、毎年3月末に終わる。

### (行事計画及び収支予算)

第21条 本会の行事計画書及び収支予算書は、事務局役員が作成し、毎事業年度開始前に世話人会議の議決を得られなければならない。

### (経費支出)

第22条 事務局は各支部及び委員会に対し、第5条に記載の行事を遂行するための経費を、必要に応じ配分することができる。

- 2 支部及び委員会は第5条に記載の行事遂行のための必要予算を事務局に申請することができる。

### (事業報告及び収支決算)

第23条 本会の行事報告書、収支決算書及び財産目録は、代表幹事が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上で、世話人会議の議決を得なければならない。

### (収支差額の処分)

第24条 本会の収支決算により差額が生じたときは、世話人会議の議決を得て、その全部を積み立て、又、翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第6章 補則

(規約の変更)

第25条 規約の変更は、世話人会議において過半数の議決を得なければならない。

(備え付け書類及び帳簿)

第26条 本会は、事務局にて、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員を含む会員名簿
- (3) 行事報告書
- (4) 収支決算書
- (5) 財産目録
- (6) 行事計画書
- (7) 収支予算書

2 前項に掲げる書類は、錯体化学会役員の間覧に供するものとする。

## 附則

この規約は平成28年4月1日より適用する。

## 附則

この規約は令和2年4月1日より適用する。